

広島県告示第二百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年一月二十三日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
自然現象の種類	原因となる自然現象の発生原因		
青葉台A(八八)	急傾斜地の崩壊	広島県廿日市市大野及び同市深江二丁目地内	土砂災害警戒区域
深江A(一七)	急傾斜地の崩壊	表区域の示の区域	土砂災害警戒区域
青葉台A(八八)	急傾斜地の崩壊	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
深江A(一七)	急傾斜地の崩壊	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域の定令に害等土砂二示 め第_関防に害等土砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。